

情 個 審 答 申 第 7 号
令和8年（2026年）7月17日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）3月12日付け、こ政発第245号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の期間における、こども局長と特定の熊本市議会議員の面会に関する一切の文書等の文書等開示（部分開示）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（部分開示）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和7年（2025年）7月14日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の期間における、こども局長と特定の熊本市議会議員の面会に関する一切の文書等の文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同月30日、実施機関は、面会の内容を記録した「要望等記録・報告書」（以下「本件文書」という。）について文書等開示（部分開示）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月19日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書等で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、特定の法人の社会的信用等の正当な利益を害することを理由に本件文書の一部を不開示とするが、当該情報を秘匿することについては、当該法人は、「正当な利益」（条例第7条第4号ア）を有するとは考えられない。
- (2) 条例第7条第4号アの情報は、例外として不開示とされるものの、さらにその例外として、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（条例第7条第4号ただし書）とされているから、このただし書に当たる情報は、開示されなければならない。本件では、当該法人の社会的信用の維持に正当な利益があるとは認められない。

2 実施機関の主張

実施機関が、弁明書等で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、本市職員と特定の議員の面会内容等を記載した文書について、特定の法人に関する面談内容であることを前提になされたものであるところ、一般に、特定の法人について本市職員と特定の議員が面会等を行ったという情報それ自体、当該法人の風評被害につながるおそれがあることから当該法人の社会的信用等

の正当な利益を害するおそれがあり（条例第7条第4号ア）、当該情報の存否自体、明らかにされるものではない。もっとも、本市職員と特定の議員が面談を行ったことは事実であるから、その面談内容等を不開示とした。

(2) また、当該面談内容等は、本市職員と特定の議員との間で公にすることを予定しない形で行われたやり取りに関する情報であって、一部の内容が文脈を離れて誤解される可能性もある未成熟な情報であるため、公にすることにより、議員と市との間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある（条例第7条第6号）ことから、その面談内容等を不開示とした。

(3) そもそも、条例第7条第4号ただし書に該当するかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康などの利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合に、当該情報は不開示情報に該当しないと判断するものである。

したがって、当該法人に「正当な利益がない」旨を主張した上で、条例第7条第4号ただし書に該当する旨を主張することは、主張自体失当である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第4号ア該当性

ア 当審議会が見分したところ、本件文書の不開示部分は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第4号ア）に該当すると認められる。

イ この点、審査請求人は、不開示部分は同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、開示すべきと主張する。しかし、当審議会が見分したところ、同号ただし書

に該当するものは認められない。

ウ 以上より、当該不開示部分が同号アに該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 条例第7条第6号該当性

当審議会が見分したところ、本件文書の不開示部分に記載された面談の内容は、特定の事実に関してこども局長から当該議員に報告を行ったものにすぎず、「審議、検討又は協議に関する情報」は含まれていないことを確認した。

よって、当該不開示部分が条例第7条第6号に該当するとした実施機関の判断は、妥当でない。

(3) 小括

本件処分において実施機関は条例第7条第6号を適用すべきでなかったと考えるが、不開示部分は同条第4号アに該当するため、実施機関が不開示とした判断は妥当であり、当審議会の結論に影響はしない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 3 月 1 2 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 1 2 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 5 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 1 9 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 3 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 7 日	答申案の審議を行った。